

2019年度  
安全報告書



2020年 8月 1日

エクセル航空株式会社

本報告書は、航空法第111条の6及び同法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づいて作成したものです。

## 「2019 年度安全報告書」発行にあたり

はじめに

平素は、エクセル航空をご利用頂き誠にありがとうございます。 厚く御礼申し上げます。

「平成 29 年度安全報告書」「2018 年度安全報告書」の冒頭にご報告させて頂きました、2018 年 6 月 7 日当社所有機の AS350B3 型 JA350D 機が沖縄県那覇空港北西約 40 k m の海上に墜落する事故に関しまして、令和 2 年(2020 年)2 月 27 日付けで、運輸安全委員会から航空事故調査報告書(エクセル航空株式会社 ユーロコプター式 AS350B3 型(回転翼航空機)JA350D 不時着水時の機体損傷)の公表が有りました。

航空事故調査報告書の内容につきましては、本事故の推定原因等社内調査と同じ結果で有りましたことを皆様にご報告致します。

また、引続き当社をご利用いただく皆様の安全確保のために、推定原因に対する再発防止安全対策、安全・危機管理意識の向上、安全・危機管理の体制の徹底を図るため、安全管理規程、関係規定等に定めた「教育・訓練・運航・整備」の確実な実施、緊急事態対処要領に関連した訓練、及び内部監査を実施し、安全運航確保に社員一丸となって更なる安全運航に努めてまいります。

今後とも引続きご指導ご鞭撻を頂きたく宜しくお願い申し上げます。

2020 年 8 月 1 日

エクセル航空株式会社

代表取締役社長 岸田 啓二

# 安 全 報 告 書 (2019年度)

千葉県浦安市千鳥14番地  
エクセル航空株式会社

## 1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針

### (1) 安全管理規程「安全方針」として以下の通り定め、思考し行動をしています。

：安全は会社の経営基盤であり、最優先課題である。

：安全は経営者始め社員一人一人に至るまで全員の責任である。

：安全の確保は相互の信頼と一人一人の自覚ある行動・努力が必要不可欠であり、臆病であることも必要である。

### (2) 基本理念 (コミットメント)

安全は会社経営の原点であり、全社員の使命でもあります。

常に高い水準の安全を保持することは、社会的責務であると同時に企業存続の必須条件でもあります。

私達は全ての安全に関する情報を共有し、更なる安全運航に向けての相互信頼やコミュニケーションがとられる社風の醸成を心がけると同時に、全社員が心おきなく安全に関する率直な報告や改善提案が出来、企業が快く受け入れられる職場環境を構築してゆき、安全運航を継続することに最大の努力をしていきます。

### (3) 法令を遵守し、社会のモラルを守ります

私達は、企業も社会の一員であることを強く認識し、法令を遵守すると共に社会のモラルに従いながら企業活動を行って参ります。

### (4) 危機管理体制の強化を図ります

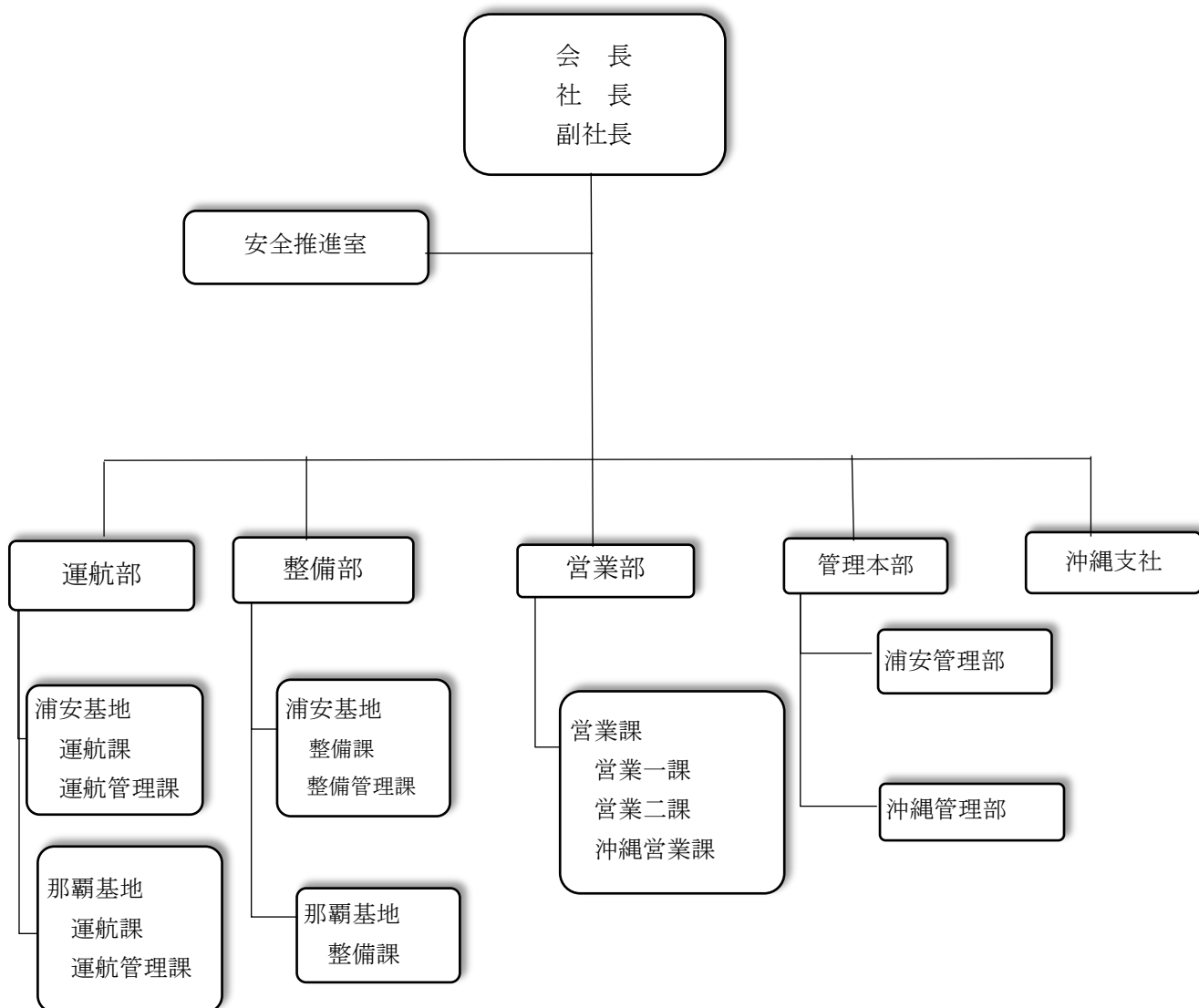
私達は、安全確保のために危機管理意識の向上、危機管理体制の徹底をするため、安全管理規程に定めた「教育・訓練」、「リスクマネジメント」、保安計画に定めた「職員の訓練」の確実な実施、緊急事態対処要領に関連した訓練、及び内部監査を実施し、危機管理体制の強化を図る事に努めます。

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

### (1) 安全確保に関する組織

#### ① 全体組織及び安全確保に関する情報 (次頁記載)

エクセル航空株式会社組織図



② 各組織の機能、役割の概要及び各組織における人員数  
会社組織図による（2019年4月1日付）

：社 長 ・ ・ ・ ・ ・ 会社全般の安全に関する事項を含む業務を統括する。  
(安全統括管理者) また、安全に関する会社の基本方針を明示し、認定事業場  
についても安全管理について管理監督を行う。

：安全推進室 ・ ・ ・ ・ ・ 5名（運航部3名、整備部1名、沖縄営業課1名）  
安全統括管理者を補佐し、会社の安全管理体制の維持、改善等安全推進会議の事務局として、安全情報の提供、教育、  
啓蒙活動を行う。安全監査業務を計画・実施、状況・結果

を評価、監督し、部門長等の安全に関する意見を尊重して、安全統括管理者へ安全に関する重要事項、是正措置等の報告を行う。

:安全推進会議・・・安全管理規程に基づく該当者（SMSによる、原則年4回開催）会社の安全管理体制に関する問題点、及び必要な改善策等を討議し、安全管理体制の継続的な改善を図る。

: 運航部・・・・・・14名（安全推進室長1名兼務・安全推進室2名兼務）  
運航業務全般及び航空機の安全運航に関する業務を統括する。

浦安基地・那覇基地毎に運航管理課、運航課をおく。

運航管理課・・・・6名（浦安基地4名・那覇基地2名）

運航業務の実施にあたり安全の確保に主眼をおき、適正で円滑な運航が実施出来るようにするための業務を行う。

運航課・・・・・・8名（浦安基地4名・那覇基地4名）

運航業務のうち主に飛行の実施に係る業務及び各種教育訓練・審査等の計画と実施、それらの記録と保管に関する業務等を行う。

: 整備部・・・・・・14名（安全推進室1名兼務）

航空機の整備・検査・管理に関する業務の統括業務を行う。

浦安基地に管理課、整備課 那覇基地に整備課をおく。

管理課・・・・・・4名

浦安基地・那覇基地の航空機やその装備品の状況把握、時間管理、整備の計画、作業管理及び記録等の管理及び航空機や装備品、計測機器、施設、設備などの品質管理、各種規程・規則などの管理・整備・設定及び技術情報の一元管理を行う。

整備課・・・・・・11名（浦安基地8名・那覇基地3名）

航空機に関する定例、非定例、特別及びその他の整備やそれらに関する記録の作成を行う。

: 営業部・・・・・・12名（管理本部長1名兼務・安全推進室1名兼務）

航空運送事業・航空機使用事業・年度事業計画・施設事業・新規事業の開拓・企画・クルージング業務に関する調整業務・支援業務・営業1課、営業2課、沖縄営業課をおく。

営業一課・・・・・・3名

浦安基地における航空運送事業・航空機使用事業の販売、契約、管理・受託業務・施設事業の販売、契約等に関する業務を行う。

営業二課・・・ 4名  
浦安基地におけるクルージング業務に関する販売・契約・  
予約受付管理・ハンドリング業務を行う。

沖縄営業課・・・ 5名  
沖縄地区における航空運送事業・航空機使用事業の販売、  
契約、管理・受託業務・施設事業・ハンドリング業務の  
販売、契約等に関する業務を行う。

：管理部本部・・・ 5名（営業部長1名兼務）  
社内関係規則等作成管理・人事労務管理業務等・事業計  
画・に伴う資金計画作成等の実施。

浦安管理部・・・ 3名  
総務、庶務、経理に関する総括・業務・ホームページ作  
成管理業務を行う。

沖縄管理部・・・ 2名  
総務、庶務、経理に関する総括・業務を行う。

- ③ 航空機乗組員、整備従事者の数
- イ) 航空機乗組員・・・ 9名（2名兼務）
  - ロ) 整備従事者・・・ 14名
- ④ 運航管理担当者数及び整備有資格者数
- イ) 運航管理従事者・・・ 6名（2名兼務）
  - ロ) 有資格整備士・・・ 14名

## （2）運航の支援体制

- ① 航空機乗組員、整備従事者、運航管理担当者の定期訓練及び審査内容については「運航規程審査要領（空航第58号）」「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号および空航第69号」により定められています。  
これらの規程につきましては、航空局ホームページをご覧ください。
- ② 安全に関する問題点の把握と共有、フィードバック体制、社内啓蒙活動の取り組み  
下記項目について、継続的に実施しています。
- イ) 「安全管理規程」に基づき、安全についての会社方針を規定し、運航の安全に関わる業務、認定事業場における認定業務を実施する。
  - ロ) 全社的な安全目標に対する各部署の取り組み目標を設定し、現業部門ばかりでなく間接部門も積極的な取り組みを展開する。
  - ハ) 3ヶ月に一度を原則とし、その他必要の都度「安全推進会議」を開催し、会社の安全管理体制に関する問題点、及び必要な改善策等を討議し、安全

管理体制の継続的な改善を図る（PDCA 及びリスク管理の実施）と共に、同じく3ヶ月に一度以上各部会において、安全の教育等を実施し、水平展開を図る。

- ニ) 各飛行作業、整備作業等毎回作業実施前に関係者の※TBM・KYを行うと共に、緊急事態対処時の対応を決定し、再確認させることにより安全に関する認識を高めている。  
※TBM・KY（ツールボックスミーティング・危険予知）活動
- ホ) 日本航空技術協会主催の※ヒューマンファクター・セミナー(リカレント)等に積極的に参加し、参加者を講師として社内講習会を実施。  
※ヒューマンファクター・セミナー：業務中に人と人の関わりで発生するエラーを予防したり再発防止したりするための講習会。
- へ) 日本航空機操縦士協会主催の小型機セーフティ・セミナー及び※安全運航セミナーへの積極的な参加。  
※安全運航セミナー・・・小型航空機及びヘリコプター会社を対象として、国土通省航空局技術部運航課、管制保安部運用課が主催する安全のための勉強会。
- ト) 全航連ヘリコプター部会、運航委員会への出席。
- チ) 防災総合訓練、緊急事態対処訓練等について1年2回以上実施。
- リ) 航空局主催航空保安教育訓練・安全推進連絡会議への参加。
- ヌ) 浦安基地、那覇基地全社員持ち回りによる安全パトロール（各月1回）の実施。

(3) 保有航空機に関する情報

① 保有航空機の種類（2019年4月1日現在）

- シコルスキー式 S-76A+型
- ユーロコプター式 EC135T2+型
- ユーロコプター式 AS355N 型
- アエロスパシアル式 AS355F2 型
- ユーロコプター式 AS350B2 型
- ユーロコプター式 AS355B3 型

② 機種別数、座席数、年間飛行時間及び飛行回数

機	種	保有機数	座席数(機長席を除く)	年間飛行時間
シコルスキー式	S-76A+型	1	8	133:45 時間
ユーロコプター式	EC135T2+型*1	1	6	40:00 時間
ユーロコプター式	AS355N 型	2	5	476:31 時間
アエロスパシアル式	AS355F2 型	1	5	115:11 時間
ユーロコプター式	AS350B2 型	1	5	134:53 時間

\*1 ユーロコプター式 EC135T2+型 売却予定のため 未使用(2019年6月14日事業機削除)

③ 全体の平均機齢、機種別導入時期及び平均機齢  
 全体の平均機齢・・・19.7年

機 種	導入年月	機 齢
S76A+型 JA6691	平成14年11月	29年
AS355N型 JA918D	令和元年8月	17年
EC135T2+型 JA10MC*1	平成29年4月	10年
AS355N型 JA355E	平成14年2月	19年
AS355F2型 JA6629	平成22年7月	29年
AS350B2型 JA358Y	平成19年2月	19年

\*1 ユーロコプター式 EC135T2+型 (2019年6月14日事業機削除)

3. 法第111条の4に基づく報告に関する事項

法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル)」の発生状況

- (1) 航空事故  
無し
- (2) 重大インシデント  
無し
- (3) その他安全上のトラブル  
無し

4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとした措置に関する事項

- (1) 事業年度安全推進活動計画の実施・実行
  - : 安全管理体制の構築・維持・改善に必要な教育・訓練等の実施
  - : 各規程類等による内部監査の実施
- (2) 安全輸送に関する目標達成度、安全に関する取り組みの実施状況等、当該事業年度における自社の輸送安全の状況に関する総括評価

2019年度は、2018年6月7日発生の航空事故に関して、2019年1月4日に社内事故報告が最終報告書として航空局に受理されました。この報告書を持ちまして、項目第6項の「推定原因に対する再発防止安全対策」について、全社員への周知、訓練等の実施を行い、安全推進活動計画に基づいて、会議、訓練等を実施致しました。結果として、安全指標・安全目標値を全て達成し、2020年度へと継続として引続き会社安全方針に従って社員、役員、会社として実行し安全運航に努めます。

また、2020年2月27日に運輸安全委員会から、航空事故報告書が発刊されたましたが、内容につきましては、本事故の原因等社内調査と同じ結果で有りました。更に、各部安全目標達成のための具体的取組に関しても、適宜適切に、また、継続的に実施しており、2019年度の運輸安全マネジメントにおいても良好な評価を受けて、2019年度航空局安全監査立入検査におきましても、事故後の対策等含めて指摘、



指導事項無しの評価を頂きました。

今後は、更なる安全意識、安全運航のスパイラル上昇を図って行くために、2020年度の安全目標の達成、安全推進活動計画の確実な実施を図って行きます。

今回の事故事案で改訂、検討事項等見直ししたことについて、引続き継続、周知、徹底について実施します。

引続き浦安、那覇の実業の整合と情報共有を人員の交流を含め積極的に実施して行きます。

### (3) 2020年度について

ヒヤリハット情報を安全推進活動に活用するため、VOICES FEEDBACK 情報や他業種のヒヤリハット収集方法等を参考情報として周知し、また国土交通省航空局、東京航空局、ICAO、FAA、EASA、製造者及び関係団体等から発行される安全情報及び潜在スレットの排除に有効な事例を各部会で年4回以上安全教育（平成30年6月7日発生事故事案事故報告書要検討事項の情報共有として、浦安基地、那覇間WEB 会議含む）を実施することにより周知し、職員一人一人の安全意識の啓発を図ります。

また、安全パトロール等の実施について、可能であれば内部監査の確認項目を一つ入れることで、普段の状況が内部監査を待たずして状況を確認する事が出来、その情報及び不具合事項に対する対処結果を把握できる。更に継続して内部監査に引き継ぐことで、安全運航の維持に繋がると考え、引き続き安全指標の一つとしました。また、安全意識の啓発と理解を深めることを目的とし、安全推進の立場にある社員を対象とした、昨年度出席できていない大臣官房運輸安全監理官室主催の運輸安全管理セミナー（ガイドライン、内部監査、リスク管理）の受講に加え、全社員を対象に国土交通省航空局、東京航空局及び民間会社等の主催する安全、保安、危険物輸送等に係る訓練・講習会等への参加、平成30年発生事故事案の被害軽減等に有効である対策として、整備部関係エンジン等講習の受講、受講者が得た安全情報、最新技術情報等を全社教育又は部会で開示、もしくは回覧、安推NEWS等で他の社員へ周知し、また、安全に係る情報は、常に最新のものを社内展開する必要があるため、今年度も昨年度同様に年4回以上参加して、最新の情報を得ることを安全目標値としました。

更に、安全管理規程に定められた、リスク管理を実施することで、今後の事業計画変更等の事案で習熟を重ね、社員のリスク管理能力向上を図るため、変更管理について目標とします。また、前述3件の安全指標も含め、浦安基地、那覇基地間の情報共有を図り、「安全の確保は航空運送事業会社の至上命題である」ことを社員一人一人が意識し安全運航に取り組み、事故発生事案0件を目標値と定め無事故を継続して行きます。

2020 年度 安全指標及び安全目標値

	安全指標	安全目標値
1	<p>職員一人一人の安全に対する意識を向上させるため、以下のアイテムを利用して安全教育を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全情報（監督官庁、関係団体等）</li> <li>2. ヒヤリハット情報</li> <li>3. 安全パトロール情報</li> </ol>	<p>各部会において年 4 回以上（全社安全教育を含み合計 15 回以上）実施する。</p>
2	<p>公的機関等で開催される安全・保安・危険物輸送等に関するセミナー、訓練、講習等へ参加する。</p>	<p>年 4 回以上参加する。</p>
3	<p>変更管理・要因分析の実施（訓練含む）</p>	<p>年 2 回の実施</p>
4	<p>航空事故及び重大インシデント発生件数</p>	<p>0 件</p>

以上